

答申の概要

(平成12年9月の答申内容からの主な変更点)

(1) 1GHzから18GHzまでの周波数帯における電磁界強度測定法について規定を詳細化。

高い周波数帯の測定ニーズに応えるため、1GHz以上の周波数帯について、測定法の細部まで規定するものである。

(2) 1GHz以上の測定法として、APD(振幅確率分布)測定手順を規定。

日本が提案し中心になって取りまとめた規格である。APDとは、デジタル方式の無線通信における障害を、デジタル方式の誤り訂正機能に着目した指標で、アナログ方式のように電波の強さ(振幅)を基準とするのではなく、一定の時間内に、一定以上強さの妨害波の発生確率を「物差し」とするものである。

(3) 6面電波暗室内での測定法(30MHz~1GHz)を規定。

既に1GHzから18GHzまでの測定法は規定されているところ、今回は30MHz~1GHzまでの測定法をとりまとめた。今後は、6面暗室だけで、30MHzから18GHzの周波数帯について測定が可能となる。

(4) 5面電波暗室における妨害波測定及びイミュニティ測定の共通試験配置を規定。

これまで機器の性能を測定する際、妨害波測定(エミッションの測定)とイミュニティ測定を異なった配置で行っていたが、今後は、同じ配置で測定できるように規定し、迅速化、省力化が可能となるようにした。

(5) 設置場所における機器の測定法を規定。

単品だが、容積が大きい等により容易に移動しにくく、暗室に入らないような機器(製品)についての測定法を規定した。

(6) 妨害波の自動測定法を規定。

コンピュータを用いた自動測定が広く行われていることに対応し、EMCの測定における自動測定法について規定した。

(参考図) 5面および6面電波暗室のイメージ

